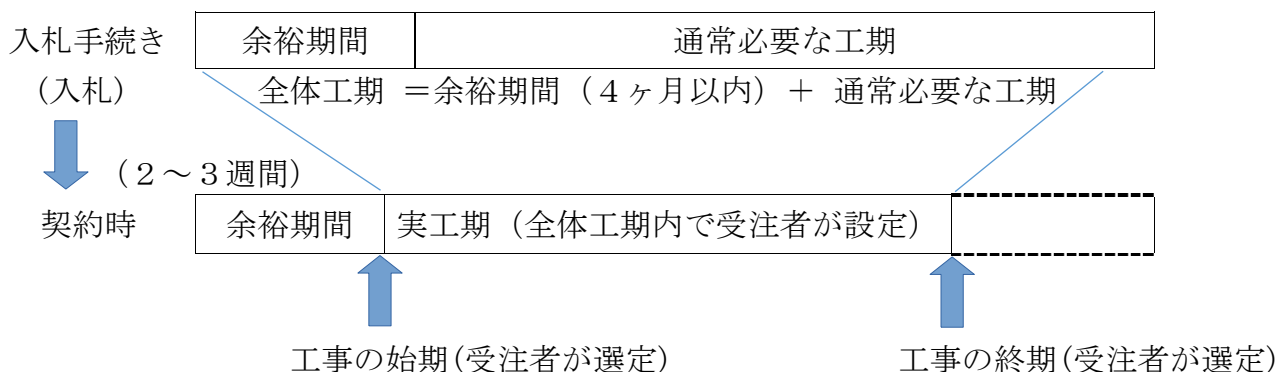


## 余裕期間制度（フレックス方式）の概要について

### 1 制度の概要

余裕期間制度（フレックス方式）は、受注者が柔軟に工期を設定して、技術者の配置時期の調整や労働者・資機材の確保などを可能とすることで、受注者側の観点から平準化を図る制度である。

この制度により、発注者は通常必要な工期に4か月を超えない範囲で設定した余裕期間<sup>※1</sup>を加えた全体工期<sup>※2</sup>で発注し、受注者はその範囲内で工事の始期と終期を設定して、実工期<sup>※3</sup>を定めることができる。



- ※1 余裕期間：契約締結日の翌日から工事の始期の前日までの期間  
技術者の配置不要  
(労働者確保可・資機材の準備可、資機材の現場搬入不可)
- ※2 全体工期：通常必要な工期に余裕期間を加えた期間
- ※3 実工期：実際に工事を施工する期間（準備・後片付け期間を含む）  
技術者の配置必要

### 2 対象工事

余裕期間を設定しても工事目的物の供用開始に影響を及ぼさない工事  
かつ、発注者が必要と認める工事

### 3 効果（メリット）

受注者側の観点から施工時期の平準化や生産性向上が期待される。

- ・ 配置技術者について配置時期の調整が可能
- ・ 労働者や資機材の円滑な確保が可能
- ・ 実工期を長くすることで、休日の確保が可能